

主 文

- 1 第2事件原告の訴えのうち、処分行政庁が平成17年7月29日付けで同原告に対してした同原告を合併法人とする被合併法人P1ファイナンス株式会社の平成15年4月1日から平成16年1月4日までの事業年度に係る法人税の更正処分（ただし、平成19年6月6日付け異議決定及び平成20年8月29日付け更正処分により一部取り消された後のもの）のうち所得金額21億7757万3840円を超えない部分及び納付すべき税額6億4925万4600円を超えない部分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告らのその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

処分行政庁が平成17年7月29日付けで第1事件原告に対してした同原告の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結事業年度に係る法人税の更正処分（ただし、平成19年6月6日付け異議決定により一部取り消された後のもの）のうち連結欠損金額512億5743万0744円を超える部分及び翌期へ繰り越す連結欠損金額977億4477万5176円を超える部分を取り消す。

2 第2事件

処分行政庁が平成17年7月29日付けで第2事件原告に対してした同原告を合併法人とする被合併法人P1ファイナンス株式会社の平成15年4月1日から平成16年1月4日までの事業年度に係る法人税の更正処分（ただし、平成19年6月6日付け異議決定及び平成20年8月29日付け更正処分により一部取り消された後のもの）のうち所得金額21億6264万0462円を超

える部分及び納付すべき税額6億4477万4700円を超える部分並びに無申告加算税賦課決定処分（ただし，平成19年6月6日付け異議決定及び平成20年8月29日付け変更決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は，連結親法人である第1事件原告（以下「原告ホールディングス」という。）が，同原告を連結親法人とする連結納税グループの連結納税の承認を受け，平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結事業年度（以下「本件連結事業年度」という。）に係る法人税の連結確定申告書（以下「本件連結確定申告書」という。）を提出し，第2事件原告（以下「原告ファイナンス」という。）が，同原告を合併法人とする被合併法人P1ファイナンス株式会社（以下「被合併法人ファイナンス」という。）の平成15年4月1日から平成16年1月4日までの事業年度（以下「本件単体事業年度」という。）に係る法人税の確定申告書及び修正申告書（以下「本件単体修正申告書」という。）を提出したところ，処分行政庁が，東京国税局の職員による調査に基づき，原告ホールディングスに対しては，被合併法人ファイナンスから譲り受けたP2株式会社（以下「P2」という。）の株式（以下「P2株式」という。）の譲受価額が時価に比して低額であり，当該譲受価額と時価との差額は受贈益として益金の額に算入される等として更正処分をし，原告ファイナンスに対しては，被合併法人ファイナンスが原告ホールディングスに譲渡した上記P2株式の譲渡価額が時価に比して低額であり，当該譲渡価額と時価との差額は，譲渡価額を構成し益金の額に算入される一方，寄附金に該当して損金の額に算入されるものの，当該寄附金の額のうち損金算入限度額を超える部分の額は損金の額に算入されない等として更正処分及び無申告加算税賦課決定処分をしたため，原告らが上記各処分はいずれも違法であるとして，その取消しを求めている事案である。

1 関係法令等の定め

(1) 法人税法

ア 22条2項

内国法人の各事業年度の所得の金額計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

イ 37条

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、一定の方法により計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（3項。ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）。

上記寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとし（7項）、内国法人が資産の譲渡をした場合において、その譲渡の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額（時価）に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含まれるものとする（8項）。

(2) 連結納税基本通達（平成15年2月28日付け課法2-3，課審4-7 国税庁長官通達。ただし、平成17年12月26日付け課法2-14ほかによる改正前のもの。以下「連基通」という。）及び法人税基本通達（昭和44年5月1日付け直審（法）25 国税庁長官通達。ただし、平成17年12月26日付け課法2-14ほかによる改正前のもの。以下「法基通」という。）

ア 連基通8-1-23及び法基通9-1-13は、非上場株式で気配相場

のないものにつき法人税法33条2項（ただし，平成17年法律第21号による改正前のもの。以下同じ。）の規定を適用する場合の事業年度（連結事業年度を含む。以下同じ。）終了の時ににおける当該株式の価額は，(1) 売買実例のあるものについては，当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額，(2) 公開途上にある株式で，当該株式の上場に際して株式の公募又は売出しが行われるもの（上記(1)に該当するものを除く。）については，金融商品取引所（証券取引所又は日本証券業協会）の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額，(3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類，規模，収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの（上記(2)に該当するものを除く。）については，当該価額に比準して推定した価額，(4) 上記(1)から(3)までに該当しないものについては，当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時ににおける1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額によるものと定めている。

イ 連基通8-1-24及び法基通9-1-14は，非上場株式で気配相場のないもの（上記ア(1)及び(2)に該当するものを除く。）について法人税法33条2項の規定を適用する場合において，事業年度終了の時ににおける当該株式の価額につき，財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56，直審(資)17国税庁長官通達。ただし，平成18年10月27日付け課評2-27ほかによる改正前のもの。以下「評基通」という。）178から189-7までの例によって算定した価額によっているときは，課税上弊害がない限り，所定の条件を付してこれを認めるものとし，この条件の一つとして，評基通185本文に定める1株当たりの純資産価額の計算に当たり，評基通186-2により計算した評価差額に対する法人税額

等に相当する金額は控除しないこと（連基通 8 - 1 - 2 4 (3) , 法基通 9 - 1 - 1 4 (3)) を定めている。

(3) 評基通

ア 評基通 1 8 5 は、非上場株式で気配相場のないもの（取引相場のない株式）に係る 1 株当たりの純資産価額は、課税時期における各資産を同通達に定めるところにより評価した価額の合計額（以下「課税時期における相続税評価額による総資産価額」という。）から課税時期における各負債の金額の合計額及び評基通 1 8 6 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額（以下「法人税額等相当額」という。）を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とすると定めている。

イ 評基通 1 8 6 - 2 は、法人税額等相当額は、次の金額から の金額を控除した残額に 4 2 %（清算所得に対する法人税，事業税，都道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する金額）を乗じて計算した金額とすると定めている。

課税時期における相続税評価額による総資産価額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額（ただし、現物出資等受入れ差額を加算した価額）から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

2 前提事実（争いのない事実，顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告ホールディングス及び同社による完全支配関係があるすべての内国法人 1 2 社（原告ファイナンス（当時の商号は「P 3 株式会社」）を含む。）は、法人税法 4 条の 2 の規定に基づき、本件連結事業年度を最初の連結事業年度とし、原告ホールディングスを納税義務者として法人税を納めることに

つき国税庁長官の承認を受けるため、同法4条の3第1項の規定に基づき、国税庁長官に対し、平成14年12月24日、連結納税の承認の申請を行い、国税庁長官から、平成15年5月29日、上記申請について承認を受けた(同承認は、本件連結事業年度の開始の日である同年4月1日以後の期間について、その効力を生じた。)。(乙1, 2)

(2) P2は、平成15年5月1日、被合併法人ファイナンス(当時の商号は「P4株式会社」)の投資組合運営事業に関する営業(投資事業組合財産の運用及び管理並びにその付帯・関連業務に関する営業)を承継するために、同被合併法人からの分割により設立され、同被合併法人は、同日、P2の発行済株式の全部(2000株のP2株式)を取得するとともに、商号を「P1ファイナンス株式会社」に変更した。P2は、国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野等を中心としたベンチャー企業に対する投資・育成並びに投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用等を事業内容とし、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(ただし、平成16年法律第34号による改正前のもの。現在の法律名は「投資事業有限責任組合契約に関する法律」)に基づき契約が締結された中小企業等投資事業有限責任組合であるP5投資事業有限責任組合(以下「P5」という。)に係る持分(以下「P5持分」という。)等の複数の投資事業有限責任組合の組合持分等を保有していた(P5の総財産に対するP2の持分(P5持分)の割合は35分の8であった。)なお、P2株式は、非上場株式であり、気配相場ないし独立当事者間の適当な売買実例がなく、公開の途上になく、同社と事業の種類、規模、収益の状況等において類似する法人もなかった。(甲7, 10, 乙10, 11, 13, 弁論の全趣旨)

(3) P5は、平成14年12月31日時点において、がん治療薬の開発に関連する事業を目的とするいわゆるバイオベンチャー企業であるP6株式会社(以下「P6」という。)発行の株式(以下「P6株式」という。)400株

等を保有し、同日現在における貸借対照表及び附属明細書において、同株式の価額を1億5500万円(1株当たり38万7500円)と計上していた。P6は、平成15年6月13日、その発行済みの株式1株を50株とする株式分割を行い、P5が保有するP6株式の株数は2万株となったが、P5は、同月30日現在におけるP5の貸借対照表において、別表1の<A> のとおり、P6株式の価額を1億5500万円(1株当たり7750円)、同表の<A> のとおり、P6株式以外の資産に係る資産額を12億4448万7794円、同表の<A> のとおり、資産合計額を13億9948万7794円と計上し、同表の<A> のとおり、負債額を0円と計上した上、同日現在におけるP5の出資口数別貸借対照表(以下、上記P5の貸借対照表と併せて「P5貸借対照表」という。)において、別表1の<A> のとおり、P2のP5持分を3億1988万2912円と計上していた。(乙13ないし16、87、91、弁論の全趣旨)

(4) P2は、上記(3)のとおり、P5貸借対照表においてP2のP5持分が3億1988万2912円と計上されていることを基礎として(別表1の<C>),平成15年9月30日現在におけるP2の貸借対照表(以下「P2貸借対照表」という。)において、別表1の<C> のとおり、P5持分以外の資産に係る資産額を23億1727万9269円、同表の<C> のとおり、資産合計額を26億3716万2181円と計上し、同表の<C> のとおり、負債額を19億6578万1867円と計上していた。(乙11ないし14)

(5) P6は、P7株式会社(以下「P7」という。)を上場主幹事会社として、普通株式株券を株式会社P8(以下「P8」という。)へ上場することを計画し、平成15年10月31日、同社から上場の承認を得て、同年11月18日から同月25日までの間ブック・ビルディング(上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査)を行った上、同月26日、公募増資等の価格を1株当たり100万円と決定した。P6の普通株式は、同年 月 日、P

8に上場されたが、上場日の翌日である同月 日の初値は240万円であった。(甲27,乙19ないし22,91)

(6) 原告ホールディングスは、平成15年2月1日、被合併法人ファイナンスの発行済株式の全部を取得するとともに、上記(5)のとおり、P6の公募増資等の価格が1株当たり100万円と決定された同年11月26日の前日である同月25日、同被合併法人から、P2発行に係るP2株式2000株を6億7500万円(1株当たり33万7500円)で購入した(以下「本件株式売買」という。)。これによって、P2は、本件連結事業年度終了の日の翌日である平成16年4月1日、原告ホールディングスの連結子法人となった。なお、原告ホールディングス及び被合併法人ファイナンスは、上記(4)のとおり、P2貸借対照表上の純資産価額が6億7138万0314円(別表1の<C>)。P2貸借対照表上の資産額26億3716万2181円(別表1の<C>)と負債額19億6578万1867円(同表の<C>)との差額)であることを基礎として、本件株式売買に係る上記P2株式の譲受価額(6億7500万円)を決定した。(乙3,6,7,8,9,12,弁論の全趣旨)

(7) 処分行政庁が原告らに対してした各処分の経緯は、別表2「原告ホールディングスに対する本件連結更正処分の経緯」及び別表3「原告ファイナンスに対する本件単体更正処分等の経緯」記載のとおりであり、具体的には次のとおりである。

ア 原告ホールディングスが、本件連結事業年度に係る法人税の連結確定申告書(本件連結確定申告書)を提出したところ、処分行政庁は、同原告が被合併法人ファイナンスから譲り受けたP2株式の譲受価額が時価に比して低額であり、当該譲受価額と時価との差額は受贈益として益金の額に算入される等として、平成17年7月29日付けで、同原告の本件連結事業年度に係る法人税につき連結欠損金額427億1385万7511円とす

る更正処分をした。(甲1, 2)

これに対し,原告ホールディングスは,平成17年8月9日に上記更正処分を不服として東京国税局長に対して異議申立てをしたところ,東京国税局長から,平成19年6月6日付けで,上記更正処分の一部を取り消し,連結欠損金額457億5250万5129円とする決定を受け(以下,同決定による一部取消し後の上記更正処分を「本件連結更正処分」という。),さらに,同年7月2日に国税不服審判所長に対して審査請求をしたものの,審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がされなかったため,同年12月14日,第1事件の訴えを提起した(なお,同原告は,その後の平成20年1月4日,上記審査請求を取り下げた。)(甲6ないし8,顕著な事実)

イ 原告ファイナンスは,平成16年1月5日,被合併法人ファイナンスを吸収合併したことにより,同被合併法人が解散し,その結果,法人税法14条11号及び15条の2第1項3号に基づき,本件連結事業年度開始の日(平成15年4月1日)から上記合併の日の前日(平成16年1月4日)までの期間が同被合併法人の事業年度(本件単体事業年度)とみなされたことから,同被合併法人に係る権利義務を包括的に承継した者として,同被合併法人の本件単体事業年度に係る法人税につき,法定申告期限後である平成16年4月6日に所得金額1億5181万8517円,納付すべき税額4152万8100円とする確定申告書を,同年9月16日に所得金額21億7757万3840円,納付すべき税額6億4925万4600円とする修正申告書(本件修正申告書)をそれぞれ提出したところ,処分行政庁は,平成17年7月29日付けで,上記確定申告及び修正申告に係る無申告加算税賦課決定処分をするとともに,同日付けで,同被合併法人が原告ホールディングスに譲渡したP2株式の譲渡価額が時価に比して低額であり,当該譲渡価額と時価との差額は,譲渡価額を構成し益金の額に算入される一

方，寄附金に該当して損金の額に算入されるものの，当該寄附金の額のうち損金算入限度額を超える部分の額は損金の額に算入されない等として，所得金額 9 億 6 千万 4 万 9 千 6 百 4 5 円，納付すべき税額 2 億 7 千 7 百 2 万 3 千 0 4 0 0 円とする更正処分及び無申告加算税 3 億 3 千 4 百 1 万 9 千 5 百 5 0 0 円とする賦課決定処分をした。（甲 3 ないし 5 ，弁論の全趣旨）

これに対し，原告ファイナンスは，平成 17 年 8 月 9 日に上記更正処分等を不服として東京国税局長に対して異議申立てをしたところ，東京国税局長から，平成 19 年 6 月 6 日付けで，上記更正処分等の一部を取り消し，所得金額 6 億 2 千 1 百 5 万 6 千 8 百 2 万 1 千 2 百 7 円，納付すべき税額 1 億 8 千 6 百 0 万 6 千 8 百 7 千 3 百 0 0 円とし，無申告加算税 1 億 8 千 1 百 7 万 1 千 4 百 5 千 0 0 円とする異議決定を受け，さらに，同年 7 月 2 日に国税不服審判所長に対して審査請求をしたものの，審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても判決がされなかったため，同年 12 月 14 日，第 2 事件の訴えを提起した（なお，原告ファイナンスは，その後の平成 20 年 1 月 4 日，上記審査請求を取り下げた。）。第 2 事件の訴えの提起後，原告ファイナンスは，処分行政庁から，同年 8 月 29 日付けで，上記更正処分等の一部を取り消し，所得金額 5 億 6 千 7 百 3 万 4 千 1 万 6 千 7 百 2 千 5 円，納付すべき税額 1 億 6 千 9 百 8 万 0 千 0 万 7 千 5 百 0 0 円とする更正処分及び無申告加算税を 1 億 5 千 7 百 3 万 1 千 2 百 5 千 0 0 円とする変更決定処分を受けた（以下，上記異議決定及び同日付け更正処分により一部取り消された後の平成 17 年 7 月 29 日付け更正処分を「本件単体更正処分」といい，上記異議決定及び平成 20 年 8 月 29 日付け変更決定処分により一部取り消された後の平成 17 年 7 月 29 日付け無申告加算税賦課決定処分を「本件単体賦課決定処分」といい，本件単体更正処分と本件単体賦課決定処分とを併せて「本件単体更正処分等」といい，本件連結更正処分と本件単体更正処分等とを併せて「本件各処分」という。）。（甲 9 の 1 ないし 3 ，同 10 ， 11 ，乙 86 ，顕著な事実）

3 税額等の計算の基礎となる金額及び計算方法等

- (1) 被告が本件訴訟において主張する原告らの所得（欠損）金額，納付すべき税額及び無申告加算税の額等は，別紙 1「本件連結更正処分の根拠及び計算」及び別紙 2「本件単体更正処分等の根拠及び計算」のとおりであり，本件の本案の争点（後記 4 (2)ウ）に関する部分を除き，税額等の計算の基礎となる金額及び計算方法に争いはない。
- (2) また，上記(1)の前提として，被告は，本件訴訟において，P 5 貸借対照表上，P 2 が P 5 を通じて保有する P 6 株式の価額が時価に比して低額に計上されていたため，これを基礎として算出された P 2 の保有する P 5 持分に係る資産額及び本件株式売買に係る P 2 株式の譲受価額は，時価に比べて低額に定められたが，本来は，P 6 株式の適正な時価を基礎として本件株式売買当時の P 2 の純資産価額を算定し，それを参酌して通常取引されると認められる本件株式売買当時の P 2 株式の価額（時価）を算定すべきである旨主張し，その算定方法について，(ア) P 2 の純資産価額を算定するに当たっては，(a) P 2 の保有する P 5 持分に係る資産額（P 5 持分の純資産価額）に，(b) P 2 の P 5 持分以外の資産に係る資産額を加えた額から，(c) P 2 の負債額を減ずるとし，(イ)上記(ア)(a)の P 5 持分の純資産価額を算定するに当たっては，(a) P 5 の保有する P 6 株式に係る資産額に，(b) P 5 の P 6 株式以外の資産に係る資産額を加えた額から，(c) P 5 の負債額を減じて得られた額（P 5 の総財産に係る純資産価額）に，(d) P 2 の持分割合（35分の8）を乗ずるとし，具体的には，()上記(ア)(b)の P 5 持分以外の資産に係る資産額（別表 1 の<D> ）及び同(c)の負債額（同表の<D> ）については，P 2 貸借対照表に計上・記載された額を基礎とし，()上記(イ)(b)の P 6 株式以外の資産に係る資産額（別表 1 の ）及び同(c)の負債額（同表の ）については，P 5 貸借対照表に計上・記載された額を基礎とするが，()上記(ア)(a)の P 5 持分に係る資産額及び上記(イ)(a)の P 6

株式に係る資産額については、P 6 株式に係る資産額を時価である 2 0 0 億円（1 株当たり 1 0 0 万円。別表 1 の）と計上し、これに基づき P 5 持分に係る資産額（同表の 及び<D>）を計上した上、P 2 の各純資産価額を算定すべきである旨（その結果、P 5 持分及び P 2 の各純資産価額は、それぞれ、同表の 及び<D> のとおりになる旨）主張している。

これに対し、原告らは、（ ）被告が本件株式売買当時の P 2 の純資産価額を算定する過程で、上記(ア)(b)の P 5 持分以外の資産に係る資産額及び同(c)の負債額につき、P 2 貸借対照表に計上・記載された額を基礎とすること、上記(イ)(b)の P 6 株式以外の資産に係る資産額及び同(c)の負債額につき、P 5 貸借対照表に計上・記載された額を基礎とすることについては、争っておらず、（ ）P 2 株式の評価額の適否の前提としての P 2 が P 5 を通じて保有している P 6 株式の評価額の適否（後記 4 (2)ウ(ア)。上記(ア)(a)及び(イ)(a)の各価額の評価の適否）及び P 2 株式の評価における法人税額等相当額の控除の要否（後記 4 (2)ウ(イ)）のみを争っている（なお、原告ホールディングス及び被合併法人ファイナンスは、前記前提事実(3)、(4)及び(6)のとおり、P 5 貸借対照表及び P 2 貸借対照表に基づき算定された純資産価額を基礎として、本件株式売買に係る P 2 株式の譲受価額を決定しており、この価額に基づき、本件連結確定申告書及び本件修正申告書の作成・提出がされている。）

4 争点

(1) 本案前の争点

本件単体更正処分のうち修正申告額を超えない部分の取消しを求める訴えの適法性

(2) 本案の争点

ア 売買実例に関する調査等の手続上の取消事由の有無

イ 理由付記の不備の有無

ウ P 2 株式の評価額の適否

(ア) P 6 株式の評価額の適否

(イ) P 2 株式の評価における法人税額等相当額の控除の要否

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (本件単体更正処分のうち修正申告額を超えない部分の取消しを求める訴えの適法性) について

(被告の主張の要旨)

納税者が自ら行った申告(修正申告を含む。)の誤りを是正するためには、国税通則法(以下「通則法」という。)23条の規定による更正の請求によらなければならないところ、更正処分のうち申告額を超えない部分について、更正の請求の経緯を経ないで取消しを求める訴えは、訴えの利益がなく、不適法であるというべきである。

本件では、原告ファイナンスは、処分行政庁に対し、平成16年9月16日、本件単体事業年度の法人税につき、所得金額21億7757万3840円及び納付すべき法人税額6億4925万4600円とする修正申告をし、その後、更正の請求をしていないから、原告ファイナンスの請求のうち、原告ファイナンスが申告により自ら確定させた部分の取消しを求める訴えは、訴えの利益がなく、不適法であるというべきである。

(原告ファイナンスの主張の要旨)

争わない(平成21年2月19日付け原告準備書面(6)第1項)。

(2) 争点(2)ア(売買実例に関する調査等の手続上の取消事由の有無) について

(原告らの主張の要旨)

更正・決定処分は、通則法24条等にかんがみ、税務署長の適切な調査及びその調査に基づく適切な事実認定に基づいてされるべきであって、十分な調査及びそれに基づく適切な事実認定に基づかない更正・決定処分は、それ

自体を取消事由として取り消されなければならない。連基通 8 - 1 - 2 3 (2)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (2)は、法人税法 3 3 条 2 項の規定を適用して非上場株式で気配相場のないものについて評価損を計上する場合に、当該株式に連基通 8 - 1 - 2 3 (1)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (1)に定める売買実例がない場合に限り、公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出しが行われるものについて、入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額によるべき旨定めていることろ、処分行政庁は、本件株式売買に係る P 2 株式の価額の評価の前提として P 2 が P 5 を通じて保有する P 6 株式の 1 株当たりの価額を評価するに当たり、P 6 には第三者に対し本件株式売買に先立つ平成 1 5 年 7 月 3 1 日に同社発行の普通株式 8 2 0 株を 1 株当たり 3 0 万円で取得させた実例(以下「本件第三者割当」という。)があり、この事実は P 6 が公表している有価証券届出書等にも明確に記載されていたのであるから、本件第三者割当の存在を認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず、本件第三者割当が連基通 8 - 1 - 2 3 (1)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (1)に定める売買実例に該当するか否かの調査を怠り又は本件第三者割当に関する判断を遺漏し、連基通 8 - 1 - 2 3 (2)及び通達 9 - 1 - 1 3 (2)を適用して、P 6 株式を 1 株当たり 1 0 0 万円と判断した上で本件各処分をした。また、原告ホールディングスは、平成 1 7 年 7 月 2 9 日に本件各処分に係る各原処分がされた後の同年 1 2 月、麻布税務署の担当者に対して本件第三者割当について証拠書類を示して説明をしたにもかかわらず、処分行政庁がこれらの証拠書類を検討せず各処分を維持し続けたことは甚だしく違法である。

したがって、本件各処分は、調査懈怠・事実欠落・判断脱漏といった重大な違法事由を有しており、結果として各処分がその実体要件を満たしているか否かを検討するまでもなく、取り消されるべきである。

(被告の主張の要旨)

更正は調査により行うものとされている（通則法24条）が、調査が不十分であること自体は、更正処分の取消原因とならないというべきであって、調査の手續が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、当該処分の取消原因となるものと解されるところ、処分行政庁は、東京国税局調査官がP7及びP6に対して本件第三者割当に関する調査を行った上で本件各処分をしているから、原告らの主張は失当である。

(3) 争点(2)イ（理由付記の不備の有無）について

（原告らの主張の要旨）

青色申告に対する更正の際には、更正通知書に更正の理由を付記しなければならない（法人税法130条2項）、付記すべき更正の理由は、例文的・抽象的なものでは足りず、更正の原因となる事実、当該事実への法の適用及び結論について、その評価判断の過程を具体的に示す必要があり、理由付記が不備である場合には、更正処分の実体的適法性を問うまでもなく、そのこと自体が取消原因たる瑕疵となり、更正処分は取り消されなければならない。本件では、処分行政庁は、連基通8-1-23(2)及び通達9-1-13(2)を適用してP6株式を1株当たり100万円と判断するに当たって、本件各処分に係る各原処分の各通知書（以下「本件各通知書」という。）に、本件第三者割当が連基通8-1-23(1)及び通達9-1-13(1)の売買実例に該当しない旨の評価判断を行った過程を付記すべきであったにもかかわらず、本件各通知書には上記過程が一切記述されていないため、本件第三者割当がいかなる評価を受けたのかを知ることができず、違法な本件各処分についての防御権を害されたから、本件各処分は、理由付記の不備を理由に取消しを免れない。

（被告の主張の要旨）

法人税法130条2項が、連結確定申告に係る連結所得金額の計算について、青色申告に係る所得金額の計算と同様、更正通知書にその更正の理由を付記することを義務付けた趣旨は、連結法人の帳簿書類には高い信頼性が与えられていることから、そのような法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることがないことを納税者に保障した趣旨にかんがみ、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与えることにあるというべきである。そして、本件は、帳簿書類の記載自体を否認するのではなく、P2株式会社についての原告らの評価を否認するものであり、このような場合、処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に更正の根拠を具体的に明示するものである限り、同項の要求する更正理由の付記として欠けるところはないと解されるところ、本件各通知書には、処分庁がP6株式の1株当たりの価額を100万円と認定した根拠が具体的に記載されており、本件株式売買において取引した価額が時価に比して低いと認められる理由及びP2株式の取得時又は譲渡時の価額（時価）の計算過程についても記載されているから、何ら不備があるとはいえない。

(4) 争点(2)ウ（P2株式の評価額の適否）について

ア P6株式の評価額の適否

（被告の主張の要旨）

（ア） 連結法人が無償又は低い価額で有価証券を譲り受けた場合の対価の額の算定は、連基通2-3-4、8-1-18、8-1-23及び8-1-24によることとなり、当該連結法人に無償又は低い価額で有価証券を譲渡した場合の対価の額の算定は、法基通2-3-4、9-1-8、9-1-13及び9-1-14によることとなる。

（イ） P2株式は、連基通8-1-23(1)ないし(3)及び法基通9-1

- 1 3 (1)ないし(3)のいずれにも該当しないことから，その価額は，連基通 8 - 1 - 2 3 (4)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (4)により，1株当たりの時価純資産価額を参酌して通常取引されると認められる価額によって算定すべきこととなる。

(ウ) そして，P 2はP 5を通じてP 6株式を保有していたところ，P 6株式は，本件株式売買当時，P 8への上場が承認され，株式の公募又は売出しが行われており，公開途上にある株式に該当するから，その価額は，連基通 8 - 1 - 2 3 (2)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (2)により，証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額により算定される。

P 6は，P 8上場に当たり，株式の公開価格をブック・ビルディング方式で決定することとし，その仮条件価格を1株当たり75万円ないし100万円と決定した（以下「本件仮条件価格」という。）ことから，P 6株式の通常取引されると認められる価額の算定に当たっては，本件仮条件価格を参酌することが相当であるが，P 6株式に係るブック・ビルディングで申告された需要の相当数が仮条件の上限価格（100万円）に集中していた状況，P 8開設後，本件株式売買が行われた平成15年11月25日の前日までの間に，P 8に上場された銘柄で仮条件価格及び公開価格が判明したもののうち，公開価格がブック・ビルディングの仮条件価格の上限で決定されたものは，その約8割に及ぶこと，

本件株式売買が行われた日の翌日にはP 6株式の公募増資等の価格は1株100万円と公表されていること，P 6は，本件株式売買が行われたのと同じ日における新株予約権の行使に関して所轄税務署に提出した調書（乙90の別添2）に，同日時点のP 6株式の1株当たりの価額を100万円と記載して提出しており，P 6自らが本件株式売買が行われた当時のP 6株式の価額を1株当たり100万円と評価していること，

P 6 株式の上場日である平成 1 5 年 月 日の翌日に成立した上場後の初値は 2 4 0 万円であること等からすれば、本件仮条件価格を参酌して通常取引されると認められる価額も、その上限の 1 株当たり 1 0 0 万円と評価すべきである。

そして、P 6 株式の価額が 1 株当たり 1 0 0 万円であることを前提とした上、P 5 の P 6 株式以外の資産に係る資産額及び負債額につき P 5 貸借対照表を基礎として、P 2 の P 5 持分の純資産価額を算定すると、4 8 億 5 5 8 8 万 2 9 1 9 円（別表 1 の）となり、この資産額を前提とした上、P 2 の P 5 持分以外の資産に係る資産額及び負債額につき P 2 貸借対照表を基礎として、P 2 の純資産価額を算定すると、5 2 億 0 7 3 8 万 0 3 2 1 円となり（別表 1 の<D>）、これは本件株式売買当時の P 2 株式の時価に相当するところ、原告ホールディングスが本件株式売買により被合併法人ファイナンスから譲り受けた P 2 株式の譲受価額（6 億 7 5 0 0 万円）は上記時価に比して低額というべきであるから、(a)原告ホールディングスの本件連結事業年度に係る法人税については、当該譲受価額と時価との差額（4 5 億 3 2 3 8 万 0 3 2 1 円）は受贈益として益金の額に算入され、(b)被合併法人ファイナンスの本件単体事業年度に係る法人税については、当該譲渡価額と時価との差額（4 5 億 3 2 3 8 万 0 3 2 1 円）は、譲渡価額を構成し益金の額に算入される一方、寄附金に該当して損金の額に算入されるものの、当該寄附金の額のうち損金算入限度額を超える部分の額は損金の額に算入されないこととなる。

(エ) 原告らは、1 株 3 0 万円で売却した売買実例（本件第三者割当）に基づき P 6 株式の価額を決めるべきであると主張するが、これは、第三者割当であって、取引の法的性質上、「売買」（民法 5 5 5 条）といえない上、本件増資における割当ては、P 6 の特別利害関係者等や取引先に

対してされた第三者割当であるところ，第三者割当は，株主割当や公募（時価発行）の方法によることのできない特段の事情がある場合に行われるのが通例であり，第三者割当による場合の株式の発行価格は，割当て時点における当該株式の経済的価値を反映するものとはいえず，「売買実例」とはいえないことは明らかである。

（原告らの主張の要旨）

（ア） P 6 株式については，本件株式売買の約 5 か月前である平成 1 5 年 7 月 3 1 日に，P 6 から P 7 等 3 社に対し，1 株当たり 3 0 万円で合計 8 2 0 株（売買代金の総額 2 億 4 6 0 0 万円）が売却されており（本件第三者割当），これは連基通 8 - 1 - 2 3 (1) 及び法基通 9 - 1 - 1 3 (1) の売買実例に該当するから，本件株式売買当時の P 6 株式の価額は 3 0 万円と評価すべきである。売買は，売主が財産権を移転し，買主が代金の支払をすることを要素とする契約であるところ，本件第三者割当も売買に該当することは明らかである。

また，この価額が合理的であることは，P 6 の取締役会で，開発研究投資のために必要な資金を調達するため，1 株 3 0 万円での第三者割当による新株発行が決議されていること，平成 1 5 年 9 月ないし 1 0 月ころ証券取引所への上場を行った P 6 と類似会社といえる他社の公募価格も 2 7 万円ないし 3 5 万円であったこと，P 6 としては，証券取引所への上場時の価格をできるだけ高くするために，上場に先立つ本件第三者割当の価格についてもできるだけ高く設定することを望む一方，買入れ側にとっても受入れ可能な価格とするため，双方の対立する利害を調整した結果，本件第三者割当の価格が 3 0 万円と設定されたこと，P 5 を通じて P 6 の大株主であった P 2 は，本件第三者割当当時，新株引受権の割当てを受けていないし，1 株当たり 3 0 万円で第三者割当を行うことにも反対しなかったことからすると，P 2 は，当時，この価額を

割安とは考えていなかったとうかがわれること、P6は、平成15年7月31日には、その従業員に対し、1株当たり30万円で新株引受権を付与しているが、P6の取締役等は同様の新株引受権の付与を受けていないことから、取締役等が、当時、この価額を割安と考えていなかったことがうかがわれること、本件第三者割当に当たって、有利価格発行をするための株主総会の決議はされておらず、P6の他の株主から新株発行の差止め請求もされていないこと等から裏付けられる。

したがって、連基通8-1-23(1)、(2)及び及び法基通9-1-13(1)、(2)の定めにより、P6株式の当時の評価額は、売買実例の株価である1株30万円というべきである。

(イ) P8における公開価格が判明した58件のうち、公開価格がブック・ビルディングの仮条件価格の上限で決定されたものは、その約8割であったということは、残る約2割がブック・ビルディングの上限ではなかったということであり、本件株式の合理的経済人である売主と合理的経済人である買主がブック・ビルディングの上限(100万円)で本件株式を売買したことが証明されたとは必ずしもいえない。

したがって、連基通8-1-23(2)及び法基通9-1-13(2)が適用されるとしても、裁判で求められる証拠による事実認定の要請からは、P6株式の当時の評価額は、保守的にみて、本件仮条件価格の下限(75万円)であると評価すべきである。

イ P2株式の評価における法人税額等相当額の控除の要否

(原告らの主張の要旨)

(ア) 連基通8-1-24(3)及び法基通9-1-14(3)は、非上場株式で気配相場のないものにつき評基通178から189-7までの例により価額の算定をするに当たって、評基通185本文に定める1株当たりの純資産価額の計算に当たり、評基通186-2により計算した評価

差額に対する法人税額等相当額を控除しないものとしているが、これは、評価の対象となる会社が資産を処分して清算することなく事業を継続的に営むため、評価差額について法人税の課税が発生しないことを根拠として、評価の対象となる会社の株価の算出に当たって評価差額に対する法人税額等相当額を控除しないと定めているものと解される。

これに対し、P 2 は、本件株式売買の時点において、平成 16 年 4 月 1 日に原告ホールディングスを親連結法人とする連結子法人となることが確実であり、その前日である同年 3 月 31 日時点で、時価評価資産の評価差額に対する法人税の納税義務が発生することが確定的であって、事業の継続性を前提としておらず、現に P 2 は当該納税義務を履行してもいるので、上記のとおり法人税額等相当額を控除しない根拠の前提が本件では欠けているというべきであるから、P 2 株式の価額を評価するに当たっては、その資産の評価差額に対する法人税額等相当額を控除すべきである。

(イ) また、株式売買の約 4 か月後に当該株式の発行会社が買主の連結納税グループに参加することにより、買主に当該株式の評価差額に対する法人税等が発生することが確実であるという状況においては、合理的な経済人である限り、売主も買主も当該評価差額に対する法人税額等相当額を控除した額を当該株式の価額とすると考えられるから、1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額（連基通 8 - 1 - 2 3 (4) 及び法基通 9 - 1 - 1 3 (4)）は、法人税額等相当額を控除して算定した 1 株当たりの純資産価額であると解するのが通常取引における当事者の合理的意思に合致する。

(被告の主張の要旨)

(ア) 原告らは、P 2 株式の譲受価額について、連基通 8 - 1 - 2 3 及び法基通 9 - 1 - 1 3 に基づいて評価する方法を自ら選択しているのであ

って、そもそも連基通 8 - 1 - 2 4 及び法基通 9 - 1 - 1 4 の評価方法によっていないのであるから、P 2 株式の評価に当たり、連基通 8 - 1 - 2 4 (3) 及び法基通 9 - 1 - 1 4 (3) が適用されるか否かの問題は生じない。この点を措くとしても、評基通 1 8 5 が、評基通評価差額に対する法人税額等相当額を控除することとしているのは、相続財産が株式である場合には、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなるのに対し、個人事業主はその事業用資産を直接所有することから、このように事業用財産の所有形態が異なることを経済的に同一の条件の下に置き換えた上で評価の均衡を図る必要があることによるものであって、原告らが主張するように、評価の対象となる会社が事業を継続するか否か、連結加入評価損益（法人税法 6 1 条の 1 2 第 1 項（ただし、平成 1 8 年法律第 1 0 号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する他の内国法人（法人税法 4 条の 3 第 1 0 項又は第 1 1 項のみなし承認によって連結子法人として連結納税グループに加入する内国法人）が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産の評価益又は評価損をいう。以下同じ。）に対する法人税額等の納税義務が発生するか否かによって、連基通 8 - 1 - 2 4 (3) 及び法基通 9 - 1 - 1 4 (3) が適用されるか否かが決まるわけではない。そして、評基通 1 8 6 - 1 に係る評価差額に対する法人税額等相当額と法人税法 6 1 条の 1 2 第 1 項に係る連結加入評価損益に対する法人税額等は、制度の趣旨、評価すべき時点、評価すべき資産、計算過程及び税率等を異にするものであるから、P 2 が連結加入評価損益に対する法人税額等を納税する義務があるか否かにかかわらず、連結加入評価損益に対する法人税額等と全く異なる評基通評価差額に対する法人税額等相当額を控除すべきという原告らの主張は失当である。

(イ) そして、本件株式売買時において、P 2 に連結加入評価損益に対す

る法人税額等の納税義務が発生することが確定的であるとはいえない上、一般的に、株式売買時においては、連結加入評価損益に対する法人税額等が生ずるか否か判断することができず、また、当該法人税額等を合理的に計算することも不可能であるから、本件株式売買時において、取引当事者間で当該法人税額等として控除すべき金額につき客観的に合理性を有する金額で合意が形成されていたとは考えられないので、P 2株式の客観的交換価値の算定に当たって、連結加入評価損益に対する法人税額等を控除することが合理的であるとは認められない。

(ウ) したがって、前記ア(被告の主張の要旨)のとおり、P 2がP 5を通じて保有するP 6株式の時価は、1株当たり100万円と評価するのが相当であるから、P 5保有のP 6株式(2万株)の時価合計は200億円となり、これを前提にP 2株式1株当たりの時価純資産価額等を算定し、それを参酌して通常取引されると認められる本件株式売買におけるP 2株式の時価は、P 2株式の時価純資産価額52億0738万0321円となる。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件単体更正処分のうち修正申告額を超えない部分の取消しを求める訴えの適法性)について

(1) 税法上、申告納税制度を採る法人税の納税義務者において自らの申告(修正申告を含む。)に係る税額が過大であるとしてこれを是正するためには、法定の期間内に法定の手続である更正の請求(通則法23条)をすることが必要とされており、本来、納税義務者による自らの申告に係る税額の是正は専ら更正の請求によって図られるべきであって(更正の請求の排他性)、更正の請求という税法の定めた特別の手続を経ることなしに申告に係る税額を超えない部分についてまで更正処分の取消しを訴求することは、申告内容の錯誤が客観的に明白かつ重大であって税法の定めた方法以外にその是正を許

さないならば納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がない限り，許されないものと解される（最高裁昭和38年（オ）第499号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。したがって，更正処分のうち申告額を超えない部分の取消しを求める訴えは，適法な更正の請求の経路を経ない場合には，上記特段の事情がない限り，不適法であるというべきである。

- (2) 本件では，原告ファイナンスは，処分行政庁に対し，平成16年9月16日，本件単体事業年度の法人税につき，所得金額21億7757万3840円及び納付すべき法人税額6億4925万4600円とする修正申告をし，その後，法定の期間内に更正の請求をしておらず，本訴においても，争点(1)については争わないとし，上記特段の事情についての主張・立証をしていないので，原告ファイナンスの訴えのうち，本件単体更正処分のうち所得金額21億7757万3840円を超えない部分及び納付すべき税額6億4925万4600円を超えない部分の取消しを求める部分は，不適法であり，却下を免れない。
- 2 争点(2)ア（売買実例に関する調査等の手続上の取消事由の有無）について
- (1) 税務署長が更正処分をするに当たっては，調査がされることをその手続上の要件としているが（通則法24条），税務調査の手続は，租税の公平及び確実な賦課徴収のために課税庁が課税要件の内容を構成する具体的事実の存否を調査する手段として認められた手続であって，その調査により課税標準の存在が認められる限り課税庁としては課税処分をしなければならないのであり，また，更正処分の取消訴訟においては客観的な課税標準の有無が争われ，これについて実体的な審査がされるのであるから，調査の手続の瑕疵は，原則として更正処分の適法性に影響を及ぼすものではなく，例外的に，調査の手続が刑罰法規に触れ，公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯び，何らの調査なしに更正処分をし

たに等しいものとの評価を受ける場合に限り，その処分の取消事由となるものと解するのが相当である。

(2) そして，証拠（乙91）によれば，本件の税務調査に従事した東京国税局調査第四部調査第53部門国税調査官(当時) P9は，平成16年11月ころ，P7の公開引受部の担当者からP6株式のP8への上場の日程，公募増資等の価格の決定方法等について聴取を行った際，P6が第三者割当を行った事実を把握したことから，同年12月15日，P6に対する反面調査を行い，同社管理部長から，P6が平成15年7月31日に1株当たり30万円の発行価額で行った本件第三者割当につき説明を受け，本件第三者割当が連基通8-1-23(1)及び法基通9-1-13(1)の「売買実例」に該当するか否かの検討も行ったものの，「増資」は「売買実例」には該当しないと解されることから，上記各通達の定め適用はないとの結論に至り，その結果，本件各更正処分が行われたことが認められる。

(3) 上記(2)によれば，本件においては，本件第三者割当に関する調査が欠落していたとはいえ，本件の全証拠によっても，他に調査の手續が刑罰法規に触れ，公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯び，何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受けるような事情の存在を認めるに足りないし，また，売買実例に関する事実認定の欠落又は判断の脱漏があったともいえないから（なお，本件第三者割当の売買実例該当性に係る処分行政庁の実体的な判断の適否については，後記4(2)イ(ア)参照），本件各処分は調査懈怠・事実欠落・判断脱漏といった手續上の瑕疵を理由に取り消されるべきであるとの原告らの主張は理由がない。

3 争点(2)イ（理由付記の不備の有無）について

(1) 本件のように青色申告に係る法人税について更正処分をする場合には，更正通知書に更正の理由を付記すべきものとされている（法人税法130条

2項)とて、帳簿書類の記載自体を否認して更正をする場合においては、単に更正に係る勘定科目とその金額を示すだけでなく、そのような更正をした根拠を帳簿の記載以上に信憑力のある資料を摘示することによって具体的に明示することを要するが、帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正をする場合においては、その更正は納税者による帳簿の記載を覆すものではないから、更正通知書に付記された更正の理由が、そのような更正をした根拠について帳簿の記載以上に信憑力のある資料を摘示するというものでないとしても、処分庁の恣意の抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、法の要求する理由の付記として欠けるものではないと解するのが相当である(最高裁昭和56年(行ツ)第36号同60年4月23日第三小法廷判決・民集39巻3号850頁参照)。

(2) そして、本件連結更正処分及び本件単体更正処分は、いずれも、帳簿書類の記載自体を否認しているものではなく、帳簿書類の記載の前提となる事項であるP2株式の価額の評価についての判断を原告らの申告と異にすることを理由として行われたものである。

そこで検討するに、本件連結更正処分及び本件単体更正処分に係る各更正通知書(甲2,5)には、本件株式売買につき、取引した価額が取得時又は譲渡時の価額(時価)に比して低いものと認められる理由として、「P5が保有しているP6株式会社(以下「P6」といいます。)の株式を調査した結果、平成15年10月31日P10よりP8への上場承認を受けたこと、平成15年11月14日に、ブック・ビルディングの仮条件の価格が750,000円から1,000,000円として公表されたこと、平成15年11月17日「株式の募集及び売出しのお知らせ」の法定広告がされたこと、平成15年11月25日ブック・ビルディングが終了し、平成15年11月26日に公募等の価格が1株あたり1,000,000円に決定し公表され

たこと、から P 6 株式は公募等が行われる公開途上にあり、平成 15 年 1 月 25 日における当該株式の 1 株当たりの価額は 1,000,000 円が相当であると認められること。」との記載に加え、P 2 株式の取得時又は譲渡時の価額（時価）の計算過程が具体的に記載されているので、上記各更正通知書には、本件株式売買において取引した価額が時価に比して低いと認められる理由の具体的な説明及び P 2 株式の取得時又は譲渡時の価額（時価）の具体的な計算過程が記載されているといえるから、上記(1)の理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に更正の理由が具体的に明示されており、法の要求する理由の付記として欠けるものではないというべきである。

以上によれば、本件各処分は理由付記の不備を理由に取り消されるべきであるとの原告らの主張は理由がない。

4 争点(2)ウ（P 2 株式の評価額の適否）について

- (1)ア 連基通 8 - 1 - 2 3 及び法基通 9 1 1 3 は、法人税法 3 3 条 2 項の規定を適用して非上場株式で気配相場のないものについて評価損を計上する場合に、当該株式につき売買実例の有無、その公開の途上にあるか否か、その発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する法人の有無に応じて価額を決める（連基通 8 - 1 - 2 3 (1)ないし(3)、法基通 9 1 1 3 (1)ないし(3)）とともに、当該株式に売買実例がなく、その公開の途上になく、その発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する法人がないときは、事業年度終了の時ににおける当該株式の価額は、当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時ににおける 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額による旨を定めている（連基通 8 - 1 - 2 3 (4)、法基通 9 1 1 3 (4)）。もっとも、連基通 8 - 1 - 2 3 (4)及び法基通 9 1 1 3 (4)のような一般的、抽象的な評価方法の定めのみに基づいて株式の価額を算定することは困難であり、他方、評基通の定める

非上場株式の評価方法は、相続又は贈与における財産評価手法として一般的に合理性を有し、課税実務上も定着しているものであるから、これと著しく異なる評価方法を法人税の課税において導入すると、混乱を招くこととなる。このような観点から、連基通 8 - 1 - 2 4 及び法基通 9 - 1 - 1 4 は、評基通の定める非上場株式の評価方法を、原則として法人税課税においても是認することを明らかにするとともに、この評価方法を無条件で法人税課税において採用することには弊害があることから、評基通 1 8 5 が定める 1 株当たりの純資産価額の計算に当たり、評基通 1 8 6 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないものとするなどの条件を付して採用することとしている。

イ そして、(ア)(a)そもそも、相続税及び贈与税の課税価格計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを定めた評基通の 1 8 5 が、1 株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除するものとしているのは、非上場株式で気配相場のないもの（取引相場のない株式）に関して 1 株当たりの純資産価額を算定するに当たって、課税時期における相続税評価額による総資産価額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を基礎に相続税及び贈与税の課税価格を計算したのでは、個人が財産を直接所有し、支配している場合と、個人が当該財産を評価の対象となる会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図ることができず、人の死亡及び贈与によって財産が移転する機会にその財産に対して課される相続税及び贈与税の課税価格の計算の妥当性を欠く結果となることから、この均衡を図るべく、評価差額（課税時期における相続税評価額による総資産価額からこの総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額を控除した額）に対する法人税額等相当額を控除するものとしたと解されるところ、(b)連基通 8 - 1 - 2 4 及び評基通 9 - 1 - 1 4 の定める法人(連結法人を含む。以下同じ。)につき法人

税法 33 条 2 項の規定を適用して非上場株式で気配相場のないものについて評価損を計上すべく事業年度終了の時ににおける当該株式の価額の評価を行う場面においては、法人税の課税対象となる法人が評価の対象となる会社の所有する財産を直接所有し、支配している場合を想定してこれとの均衡を図る必要があるとは考えられず、上記(a)の法人税額等相当額を控除する趣旨が妥当しないことに加えて、(イ)上記のとおり、連基通 8 - 1 - 2 3 (4)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (4)が一般的、抽象的な評価方法を定めているにとどまるため、連基通 8 - 1 - 2 4 及び法基通 9 - 1 - 1 4 は、これを具体化する等の観点から、一定の条件を付した上で評基通 1 8 5 を採用していると解されることからすると、その採用に当たっても、連基通 8 - 1 - 2 3 (4)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (4)の定める内容と性質上相容れない事項については除外するのが合理的であると考えられるところ、上記各通達の当該各(4)の定めにおいては、「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」をもって、評価損の計上に当たっての価額とする旨定められており、株式を有償の契約で取引する場合には、相続及び贈与の場合とは異なり、通常、株式を発行している会社の更なる事業拡大、利益・配当の増加及びこれらに伴う将来転売する際の株価の上昇等に対する予測等を前提として価額交渉が行われた上で売買価額が決められ、取引時点における純資産価額に将来の株価上昇への予測等を織り込んだ数額を上乗せする事例も少なくないと考えられる一方、純資産価額から取引時点における当該会社に課される法人税額等相当額を控除するのが必ずしも一般的であるとは考えられないことにかんがみ、上記「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」を算定する際に、一律に法人税額等相当額を控除することは、上記各通達の当該各(4)の定める内容と性質上相容れないものといわざるを得ないことに照らすと、連基通 8 - 1 - 2 4 (3)及び法基通 9 - 1 - 1 4 (3)が、上

記のとおり，事業年度終了の時ににおける当該株式の価額の評価に関して，評基通 185 の定める 1 株当たりの純資産価額の計算に当たり，評基通 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないとの条件を付したことには合理性があるものと考えられる(なお，法基通については，平成 12 年課法 2 - 7 による平成 12 年 6 月 28 日付け改正により 9 - 1 - 14 (3) が設けられて法人税課税における 1 株当たりの純資産価額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないことが明文で定められ，また，連基通については，平成 15 年 2 月 28 日の制定当初から同旨の明文の定めが設けられていたところであって，同年 11 月 25 日の本件株式売買の時点では，一般の納税義務者にとって，連基通及び法基通において，評基通 185 の定める株式の 1 株当たりの純資産価額の算定方法のうち法人税額等相当額を控除する部分が，法人税課税における株式の評価に当てはまらないことは既に明らかになっていたというべきであり，この点からも，同日の本件株式売買の時点において，連基通 8 - 1 - 24 (3) 及び法基通 9 - 1 - 14 (3) の合理性が裏付けられるといえることができる。)

ウ したがって，評基通 185 が定める 1 株当たりの純資産価額の算定方式を法人税課税においてそのまま採用すると，相続税や贈与税との性質の違いにより課税上の弊害が生ずる場合には，これを解消するために修正を加えるべきであるところ，このような修正をした上で同通達所定の 1 株当たりの純資産価額の算定方式にのっとって算定された価額は，一般に通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして，連基通 8 - 1 - 23 (4) 及び法基通 9 - 1 - 13 (4) にいう「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといえるべきであり，そして，このように解される連基通 8 - 1 - 23 (4) 及び 8 - 1 - 24 並びに法基通 9 - 1 - 13 (4) 及び 9 - 1 - 14 の定めは，法人の収益，寄

附金等の額を算定する前提として株式の価額を評価する場合においても合理性を有するものとして妥当するというべきである（上記につき，最高裁平成16年（行ヒ）第128号同18年1月24日第三小法廷判決・裁判集民事219号285頁参照。なお，同判決の事案は，上記平成12年の法基通の改正前及び上記平成15年の連基通の制定前の事案であったため，法人税額等相当額の控除の有無に関しては，上記イと当該事例の結論を異にしている。）。

エ(ア) P2株式は，非上場株式であり，気配相場や独立当事者間の適当な売買実例がなく，その公開の途上になく，同社と事業の種類，規模，収益の状況等において類似する法人はなかった（前記前提事実(2)）から，連基通8-1-23(4)及び8-1-24並びに法基通9-1-13(4)及び9-1-14に基づき，本件株式売買の日におけるP2株式の「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」（時価）を評価した上，P2株式に係る本件株式売買に関する収益，寄附金等の額を算定することには合理性があるというべきである。

(イ) そして，評基通185に基づき（ただし，上記イ及びウのとおり，評基通186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しない。），P2に関して各資産の価額から各負債の金額の合計額を減じて本件株式売買当時の純資産価額を算定するに当たっては，(a)前記第2の3(2)のとおり，本件株式売買当時のP2の純資産価額を算定する過程で，P5貸借対照表及びP2貸借対照表に計上・記載された額を基礎とすることに当事者間で争いが無い各資産（P2のP5持分以外の資産及びP5のP6株式以外の資産）及び各負債（P2及びP5の各負債）については，上記額を基礎とすることには合理性があり，(b)当事者間で争いのあるP5持分に係る資産額及び同額算定の前提として算定されるべきP2がP5を通じて保有するP6株式に係る資

産額については、()まず、P 6 株式は、前記前提事実(5)のとおり、本件株式売買が行われた平成15年11月25日当時、同年10月31日にP 8 への上場の承認を受けて同年 月 日にP 8 へ上場すべく公募が行われていることから、公開途上にある株式で、当該株式の上場の際して株式の公募が行われるもの(連基通8-1-23(2)及び法基通9-1-13(2))に該当するところ、連基通8-1-24及び法基通9-1-14は、連基通8-1-23(1)及び(2)並びに法基通9-1-13(1)及び(2)に該当する非上場株式については、評基通の定める評価方法を法人税課税において是認する対象から除外していることにかんがみると、連基通8-1-23(1)及び法基通9-1-13(1)又は連基通8-1-23(2)及び法基通9-1-13(2)に基づきP 6 株式を評価することには合理性があり(なお、本件では、前記第2の5(4)のとおり、上記各通達の当該各(1)又は(2)の定めに基づきP 6 株式の価額を算定することについては、当事者間で争いが無い。)、()次に、上記()のとおり評価したP 6 株式の価額(P 5の保有するP 6 株式に係る資産額)にP 5のP 6 株式以外の資産に係る資産額(P 5貸借対照表に計上・記載された額)を加えた額からP 5の負債額(P 5貸借対照表に計上・記載された額)を減じて得られた額(P 5の総財産に係る純資産価額)にP 2の持分割合(35分の8)を乗じてP 5持分の純資産価額を算定することには合理性があり、(c)P 2の本件株式売買当時の純資産価額については、上記(b)()のとおり算定されたP 2のP 5持分に係る資産額(P 5持分の純資産価額)にP 2のP 5持分以外の資産に係る資産額(P 2貸借対照表に計上・記載された額)を加えた額からP 2の負債額(P 2貸借対照表に計上・記載された額)を減じて算定することに合理性があるというべきである。

したがって、上記(a)ないし(c)の算定方法により得られた本件株式

売買当時のP 2の純資産価額は、一般に通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、連基通8 - 1 - 2 3 (4)及び法基通9 1 1 3 (4)にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」(時価)に当たるといふべきであり、この価額(時価)に基づきP 2株式に係る本件株式売買に関する収益、寄附金等の額を算定することには合理性があるといふべきである。

オ そこで、以下、上記の観点を前提として検討する。

(2) 争点(2)ウ(ア)(P 6株式の評価額の適否)について

ア 前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) P 6は、遅くとも平成15年初めころまでに、証券取引所への上場を計画し、P 1 1株式会社に依頼して、上場のための調査・準備等を実施させたものの、同社はP 6の代表取締役の希望する上場初日の時価総額を達成できるだけの計画を立案できなかったことから、同社を上場主幹事とはしないことを決め、同年6月ころ、P 7を上場主幹事として、P 8への上場を計画した。(甲27)

(イ) P 6は、平成15年7月15日開催の取締役会において、P 7に対して330株、P 1 2投資事業組合(投資業を目的とするP 1 3株式会社が業務執行組合員となっている投資事業組合)に対して330株、P 1 4株式会社(P 6の取引先であり情報サービス業を目的とする会社)に対して330株を、いずれも1株当たり30万円で、第三者割当による新株発行を行う旨の決議を行い、同月31日、上記決議に基づき、第三者割当を行った(本件第三者割当)。(甲20, 21, 27)

(ウ) 株式会社P 1 5は、有価証券の新規上場、上場管理、上場廃止その他有価証券の上場に関して必要な事項を有価証券上場規程で定めており、同規程の細則として、同規程に基づき、有価証券上場規程施行規則

が定められている。有価証券上場規程施行規則において、新規上場申請者は、上場前の公募等（上場申請日から上場日の前日までの期間における内国株券等の公募又は売出し。2条3項15号）を行う場合には、ブック・ビルディング（同規則に定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査。同項23号）又は競争入札による公募等のいずれかの手続を行うものとされ（233条）、新規上場申請者及び元引受取引参加者（公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融取引業者である取引所の取引参加者。2条3項26号）は、ブック・ビルディングを行う場合には、（ ）ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、公開価格（上場前の公募等の価格。同項9号）を決定し（234条1項1号）、（ ）新規上場申請者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。）を決定する（243条1項）とともに、（ ）上記（ ）により公開価格を決定した場合には、直ちに当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表すべきものとされ（234条2項）、元引受取引参加者は、上記（ ）の定めにより公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表すべきものとされている（243条2項）。（乙22）

(エ) P6は、上場承認を受けた平成15年10月31日付けで、「公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」を公表したが、その概要は次のとおりである。（乙19）

a 発行新株式数 普通株式8000株

- b 発行価額 未定
- c 募集方法 発行価格での一般募集とする。
- d 引受の方法 一般募集とし、P 7ほか10社に全株式を買取引受させる。なお、本募集における価格(発行価格)は、今後の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成15年11月26日に決定する。

(オ) P 6は、平成15年11月14日付けで、要旨次の内容が記載されている「公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ」を公表したが、その概要は次のとおりである。(乙20)

- a 発行価額 1株につき63万7500円
- b 仮条件 75万円から100万円(本件仮条件価格)
- c 需要の申告期間 平成15年11月18日から同月25日まで
- d 仮条件の決定理由 仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容の類似性の高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場評価及び上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して決定した。

(カ) P 6は、上記(オ)cのとおり、平成15年11月18日から同月25日までブック・ビルディングを実施した上、同月26日、公募増資等の価格を1株当たり100万円と決定した。P 6が同日付けで公表した「公募増資等の価格決定及びオーバーアロットメントによる株式売出しの株式数決定のお知らせ」と題する文書には、公募増資等の価格を上記

のとおり決定した理由として、75万円以上100万円以下の仮条件(本件仮条件価格)によりブック・ビルディングを実施したところ、申告された総需要株式数が公開株式数1万7000株を十分に上回る状況であったこと、申告された需要件数が多数にわたっていたこと、申告された需要の相当数が本件仮条件価格の上限価格に集中していたことから、公開株式数以上の需要が見込まれる価格として、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、上記価格を決定した旨記載されている。(乙21)

(キ) P8が開設された平成11年11月11日から本件株式売買が行われた平成15年11月25日の前日までの間、P8に上場された株式の銘柄数は、他市場上場済みのものを除き67件であり、そのうち仮条件価格及び公開価格が判明したものは58件であるが、当該58件のうち、46件(79.3%)の公開価格がブック・ビルディングの仮条件価格の上限で決定されている一方、2件(3.4%)の公開価格がブック・ビルディングの仮条件価格の下限で決定されている。また、本件株式売買が行われた平成15年11月25日以後、平成20年5月31日までの間にP8に上場され、ブック・ビルディング方式によって公開価格の決定がされた171件のうち、公開価格が仮条件価格の上限で決定されたものは、165件(96.5%)である一方、下限で決定されたものは2件(1.2%)にとどまる。(乙23, 88)

イ そこで、前記前提事実及び上記アの認定事実を踏まえ、以下、前記(1)に沿って検討する。

(ア) a 前記(1)エのとおり、評基通185に基づきP2に関して各資産の価額から各負債の金額の合計額を減じて本件株式売買当時の純資産価額を算定するに当たり、P6株式について、連基通8-1-23(1)

及び法基通 9 - 1 - 1 3 (1)又は連基通 8 - 1 - 2 3 (2)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (2)に基づき評価することには合理性があるところ，原告らは，本件第三者割当は，連基通 8 - 1 - 2 3 (1)及び法基通 9 - 1 - 1 3 (1)の売買実例に該当するから，本件株式売買当時の P 6 株式の価額は 3 0 万円と評価すべきである旨主張する。

b そこで検討するに，第三者割当は，株式会社が特定の第三者に対して行う新株発行であり，発行価額いかんによっては旧株主に経済的不利益を及ぼすので，引受人にとって発行価額が特に有利な場合には株主総会の特別決議による承認が要求され（平成 1 7 年法律第 8 7 号による改正前の商法 2 8 0 条の 2 第 2 項），特別決議による承認を経ていないときは発行条件の通知・公告が要求され（同法 2 8 0 条の 3 の 2 ， 2 8 0 条の 3 の 3 第 1 項），株式会社が法令若しくは定款に違反し又は著しく不公正な方法によって株式を発行し，これにより株主が不利益を受けるおそれがある場合に，株主から会社に対し新株発行の差止めを請求することができ（同法 2 8 0 条の 1 0 ），新株発行に法的瑕疵がありそのためにその効力を認め得ない場合に，株式会社の法律関係の画一的確定等を図るべく，株主，取締役等から会社に対し新株発行無効の訴えを提起することができる（同法 2 8 0 条の 1 5 ）など，新株発行が株式会社の組織に関する事項で，株主の地位に大きな影響を及ぼす事柄であること等にかんがみ，売買とは全く異なる法的規律が定められているほか，割当て時点において，いまだ株式が発行されておらず，所定の払込期日までに発行価額の全額の払込みをした者が，当該期日の翌日から株主となるものと法定される（同法 2 8 0 条の 7 及び 9 参照）など，株式の発生及び権利移転の仕組み等の観点からも 私人間の自由な取引である売買とは全く異質なものである。また，第三者割当は，新株発行の諸方法の一つであり，一般に，引受

人との関係強化を目的とする場合，会社の業績が不振なため特定の大株主以外による募集株式の引受けが期待できない場合等，株主割当又は公募の方法によれない特別の事情があるときに行われるのが通例であるとされており，その発行価格は，必ずしも割当て時点の当該株式の市場価値を反映するものとはいい難い。そして，法人税法上も，法人が有価証券の売買を行った場合，当該有価証券の譲渡損益の額は，同法61条の2第1項の規定により，譲渡に係る対価の額から譲渡に係る原価の額を控除して計算するのに対し，法人が第三者割当を行った場合には，当該増資により払い込まれた金銭の額は，同法22条2項及び5項の規定により，資本等取引から生じたものとして，所得の金額の計算上，益金の額に算入されず，所得の金額の増減とはならず（第三者割当に係る払込金は有価証券の譲渡損益の課税対象とされていない。），有価証券の売買とは異なり，第三者割当により払い込まれた金銭の額は，同法61条の2第1項の規定の適用がなく，同法2条16号及び17号（ただし，平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定により，資本の金額又は資本積立金額として処理されることとなるなど，第三者割当に係る払込金は，売買代金とは全く異なる取扱いがされている。

以上のとおり，第三者割当と売買とは私法上の法的性質を本質的に異にするものであり，上述の第三者割当を巡る状況も相まって，第三者割当に係る株式の発行価格自体も割当て時点の当該株式の市場価値を反映するものとはいい難い上，税法上も全く異なる規律に服するものであることにかんがみると，連基通8-1-23(1)及び法基通9-1-13(1)の「売買実例」には第三者割当は含まれないものと解するのが相当である。したがって，本件第三者割当に連基通8-1-23(1)及び法基通9-1-13(1)の適用があることを前提として

その発行価格である1株当たり30万円をもってP6株式の価額と評価すべきであるとする原告らの主張は理由がない。

- c この点に関し、原告らは、1株当たり30万円という価額の評価が合理的であることは、P6の取締役会で、開発研究投資のために必要な資金を調達するために、1株30万円での第三者割当による新株発行が決議されていること、平成15年9月ないし10月ころ証券取引所への上場を行ったP6と類似会社といえる他社の公募価格も27万円ないし35万円であったこと、P6としては、証券取引所への上場時の価格をできるだけ高くするために、上場に先立つ本件第三者割当の価格についてもできるだけ高く設定することを望む一方、買入れ側にとっても受入れ可能な価格とするため、双方の対立する利害を調整した結果、本件第三者割当の価格が30万円と設定されたこと、
- P5を通じてP6の大株主であったP2は、本件第三者割当当時、新株引受権の割当てを受けてもいないし、1株当たり30万円で第三者割当を行うことにも反対しなかったことからすると、P2は、当時、この価額を割安とは考えていなかったとかがわかること、P6は、平成15年7月31日には、その従業員に対し、1株当たり30万円で新株引受権を付与しているが、P6の取締役等は同様の新株引受権の付与を受けていないことから、取締役等が、当時、この価額を割安と考えていなかったことがわかること、本件第三者割当に当たって、有利価格発行をするための株主総会の決議はされておらず、P6の他の株主から新株発行の差止め請求もされていないことから等から裏付けられる旨主張するので、念のため検討する。

まず、上記及びの主張について検討するに、前記aのとおり、一般的に、第三者割当は、引受人との関係強化を目的とする場合等、株主割当又は公募の方法によれない特別の事情があるときに行われる

のが通例とされていることに加えて、前記ア(イ)のとおり、本件第三者割当の引受人は、数か月後に予定していた上場に係る主幹事会社、取引先等であることにかんがみると、上記各主張に係る事情があるからといって、本件第三者割当の価額をもって本件株式売買当時のP6株式の価額と評価することが合理的であるということとはできない。次に、上記の主張について検討するに、原告らが類似会社と主張する会社とP6との類似性を裏付ける的確な証拠はない上、上場の際の公募価格は、各会社の事業内容、経営成績、財政状態等の多様な要素に応じて決まることにも併せかんがみると、上記主張は理由がない。そして、上記ないしの主張について検討するに、仮に原告ら主張のような主観的(上記及び)ないし概括的(上記)な事情が認められるからといって、本件第三者割当の価額をもって本件株式売買当時のP6株式の価額と評価することが客観的・具体的な価額の評価として合理的であるということとはできない。

d 以上のとおり、本件第三者割当は、連基通8-1-23(1)及び法基通9-1-13(1)に定める「売買実例」に該当せず、他に、P6発行の株式につき上記各通達の当該各(1)の要件を満たす売買実例も証拠上見当たらない以上、P6株式につき上記各通達の当該各(1)の定めに基づき評価することはできないというべきである。

(イ) a そして、前記前提事実(5)のとおり、P6株式は、本件株式売買が行われた平成15年11月25日当時、同年10月31日にP8への上場の承認を受けて同年 月 日にP8へ上場すべく公募が行われていたことから、公開途上にある株式で、当該株式の上場に際して株式の公募が行われるものに該当するところ、上記(ア)で検討したとおり、連基通8-1-23(1)及び法基通9-1-13(1)の定めに基づき評価することはできないから、本件株式売買に係るP2株式の評

価の前提として行うP 6株式の評価については、連基通8 - 1 - 2 3及び法基通9 - 1 - 1 3に基づく場合には、上記各通達の当該各(2)の定めを根拠として、金融商品取引所(証券取引所又は日本証券業協会)の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額により行うことが合理的であると解される。

b そこで、P 6株式の評価額について検討するに、株式会社P 1 5の有価証券上場規程施行規則によれば、P 6が公開価格の決定に当たり採用したブック・ビルディング(上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査)を行う場合には、新規上場申請者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案して公開価格に係る仮条件を決定する(243条1項)ものとされており(前記ア(ウ))、この規律に従い、P 6は、同社株式のブック・ビルディングに係る仮条件につき、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容の類似性の高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、当時の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場評価及び上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、75万円以上100万円以下(本件仮条件価格)と決定した(前記ア(オ))ことからすると、本件仮条件価格は、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し並びに株式市場の当時の状況及び最近の新規公開株への評価等を勘案したものである以上、その当時における客観的な価格帯を表しているものと解され、本件仮条件価格の決定が本件株式売買の約10日前に行われていることも併せ考えると、P 6株式の通常取引されると認められる価額の算定に当たっては、本件仮条件価格を連基通

8 - 1 - 2 3 (2)及び法基通9 - 1 - 1 3 (2)に定める「金融商品取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等」として参酌することが相当であると解される。そして、(a) P 6は、本件株式売買の翌日である平成15年11月26日に公募増資等の価格を1株当たり100万円と決定の上これを公表したが、上記価格は、75万円以上100万円以下の仮条件（本件仮条件価格）によりブック・ビルディングを実施したところ、()申告された総需要株式数が公開株式数1万7000株を十分に上回る状況であったこと、()申告された需要件数が多数にわたっていたこと、()申告された需要の相当数が本件仮条件価格の上限価格に集中していたことから、公開株式数以上の需要が見込まれる価格として、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、決定されたものであること（前記ア(カ)）、(b) P 6の普通株式株券は、同年 月 日、P 8に上場されたが、上場日の翌日である同月 日の初値は本件仮条件価格の上限を大幅に上回る240万円であったこと（前記前提事実(5)）、(c) P 8の開設後、平成20年5月までの間にブック・ビルディング方式によって公開価格を決定した事例の大半（合計229件のうち211件（約92.1%））が、仮条件価格の上限で価格の決定がされており、その下限で価格の決定がされた事例はごく僅少（合計229件のうち4件（約1.7%）のみ）にとどまること（前記ア(キ)）、(d) P 6は、がん治療薬の開発に関連する事業を目的とするいわゆるバイオベンチャー企業であるところ、本件株式売買が行われた平成15年11月25日当時、新興株式市場であるP 8において、バイオ関連銘柄の株式が好況で、同月27日付けP 16新聞に「人気が過熱してきた」との報道記事が掲載されていたこと（甲27、乙87）に加

えて、(e) P 6 は、同月 25 日（本件株式売買の日）における新株予約権の行使に関して、同日時点の P 6 株式の 1 株当たりの価額を 100 万円と記載した調書を平成 16 年 1 月 31 日までに所轄税務署に提出しており（乙 90 の別添 2。所得税法 228 条の 2，同法施行規則 97 条の 2），P 6 自らが本件株式売買が行われた当時の P 6 株式の価額を 1 株当たり 100 万円と評価していることを総合的に考慮すれば、本件仮条件価格を参酌して通常取引されると認められる価額は、その上限である 1 株当たり 100 万円と評価するのが相当であると解される。

c この点に関し、原告らは、予備的な主張として、P 6 株式の価額を本件仮条件価格の下限である 1 株当たり 75 万円と評価すべき旨主張するが、上記(a)ないし(e)の諸事情を総合的に考慮すれば、上記主張は理由がないものといわざるを得ない。

(ウ) したがって、本件株式売買当時の P 6 株式の価額（時価）は、1 株当たり 100 万円と評価するのが相当である。

(3) 争点(2)ウ(イ)（P 2 株式の評価における法人税額等相当額の控除の要否）について

ア(ア) 原告らは、P 2 は、本件株式売買の時点において、平成 16 年 4 月 1 日に原告ホールディングスを親連結法人とする連結子法人となることが確実であり、その前日である同年 3 月 31 日時点で、時価評価資産の評価差額に対する法人税の納税義務が発生することが確定的であって、事業の継続性を前提としていないので、評価対象の会社が事業を継続することを根拠として、評基通 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等相当額は控除しない旨定める連基通 8 - 1 - 24 (3) 及び法基通 9 - 1 - 14 (3) の前提を欠いているから、P 2 株式の価額を評価するに当たっては、その資産の評価差額に対する法人税額等相当額を

控除すべきである旨主張する。

(イ) そこで検討するに、前記(1)のとおり、P2株式の価額の評価は、連基通8-1-23(4)及び8-1-24並びに法基通9-1-13(4)及び9-1-14に基づき行うのが合理的であると解されるところ、連基通8-1-24(3)及び法基通9-1-14(3)は、評基通185本文に定める1株当たりの純資産価額の計算に当たり、評基通186-2により計算した評価差額に対する法人税額等相当額は控除しないものとする旨明文で定めており、これは、(a)1株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除する旨を定めた評基通185の趣旨が法人税課税における評価においては妥当しないこと、(b)評基通185は、連基通8-1-23(4)及び法基通9-1-13(4)を具体化する等の観点から一定の条件を付した上で採用されているものであり、その採用に当たっては上記各通達の当該各(4)の定める内容と性質上相容れない事項が除外されることが合理的であることなどにかんがみると、合理性のある取扱いであると解されることからすると、原告らの上記主張は上記各通達に明文のない例外を創設するものであって、「事業の継続性の有無」という抽象的かつ曖昧な基準によって上記各通達に明文のない例外を創設することには、課税実務の安定的・公平な運用の観点から疑問がある上、評基通185が、1株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除するものとしているのは、個人が財産を直接所有し、支配している場合と、個人が当該財産を会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図るためであり、評価の対象となる会社が現実に解散されることを前提としていることによるものではないと解されること(前掲最高裁平成16年(行ヒ)第128号同18年1月24日第三小法廷判決参照)に照らすと、評価の対象となる会社の事業の継続性の有無を基準として法人税額等相当額の控除

の有無を決することには合理性がないというべきである。

(ウ) この点に関し、原告らは、連結子法人として連結納税グループに加入する他の内国法人は、法人税法61条の12第1項に基づき、連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産について、その事業年度の所得金額の計算上、連結加入評価損益を益金の額又は損金の額に算入するものとされているところ、株式価額の評価の対象となる会社が連結子法人として連結納税グループに加入する他の内国法人である場合には、同項に基づき課税される以上、1株当たりの純資産価額の算定に当たっては、評基通185に基づき評基通186-2により計算した法人税額等相当額を控除すべき旨主張するものとも解される。しかし、法人税法61条の12第1項は、(a)連結加入直前事業年度の終了時に、(b)時価評価資産を有する法人が資産の含み損又は含み益を連結納税グループに持ち込むことによる租税回避を防止する等の趣旨で、(c)みなし承認によって連結子法人として連結納税グループに加入する法人に対し、連結加入直前事業年度終了時に有する各資産のうち時価評価資産(固定資産、土地、有価証券、金銭債権及び繰延資産のうち一定のもの。同法61条の11第1項(ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの)、同法施行令122条の12第1項参照)を時価評価し、その評価益又は評価損を当該事業年度の益金又は損金に計上すべき旨を定めるものであるのに対し、評基通185及び186-2は、(a)相続税の課税時期に、(b)個人が財産を直接所有し、支配している場合と、個人が当該財産を評価の対象となる会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図る趣旨で(前記(1)イ)、(c)非上場株式で気配相場のないもの(取引相場のない株式)に係る1株当たりの純資産価額は、相続税評価額による総資産価額から各負債の金額の合計額及び法人税額等相当額()課税時期における相続税評価額による総資産

価額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額から、()課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額(ただし、現物出資等受入れ差額を加算した価額)から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を控除した残額に、()42%(清算所得に対する法人税、事業税、都道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する金額)を乗じて計算した金額)を控除した金額を、課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする旨を定めるものである(前記第2の1(3))。そうすると、法人税法61条の12第1項と評基通185及び186-2とは、制度の趣旨及び内容(計算過程を含む。)が全く異質なものであることはもとより、評価の時点につき、連結加入直前事業年度の終了時(法人税法61条の12第1項)と相続税の課税時期(評基通185及び186-2)とで異なり、評価の対象となる資産につき、時価評価資産のみ(法人税法61条の12第1項)と評価の対象となる会社の全資産(評基通185及び186-2)とで異なり、評価の結果としての税額の増減の内容につき、時価評価に係る評価益又は評価損に係る法人税額のみ(法人税法61条の12第1項)と評価差額に係る法人税のみならず事業税、都道府県民税及び市町村民税の合計に相当する額(評基通185及び186-2)とで異なるなど、評価の方法も共通する点はほとんど皆無であるといわざるを得ず、結局、法人税法61条の12第1項に基づき連結子法人であるP2に課税がされることをもって、P2の株価の評価額から評基通185に基づき法人税額等相当額を控除することの根拠と解し得るものではないというべきである。

イ(ア) また、原告らは、本件株式売買の約4か月後に当該株式の発行会社が買主の連結納税グループに参加することにより、買主に当該株式の評価差額に対する法人税等が発生することが確実であるという状況におい

ては、当該評価差額に対する法人税額等相当額を控除した額を1株当たりの純資産価額と解するのが通常取引における当事者の合理的意思に合致する旨主張する。

(イ) そこで検討するに、法人税法61条の12第1項所定の連結加入評価損益に対する法人税額等は、同項に規定する他の内国法人が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産の時価の金額等によって決せられるところ、P2は、平成16年4月1日に原告ホールディングスの連結子法人となった(前記前提事実(6))ため、連結加入評価損益に対する法人税額等は、その前日である平成16年3月31日時点における時価評価資産の時価によって決せられる一方、本件株式売買は、これより約4か月前の平成15年11月25日に行われているため、同日時点で、平成16年3月31日時点におけるP2の時価評価資産の時価を算定することは、本来の時価の概念としては不可能である上、事実上これを予測することも極めて困難である。また、連結加入評価損益は、それ自体を分離して独立して法人税の課税がされるものではなく、連結加入直前事業年度における他の益金の額又は損金の額と合算したところの所得金額の全体に対して法人税の課税がされるものであるから、仮に本件株式売買時において将来の時価評価資産の時価を予測できたとしても、連結加入直前事業年度終了の時までに生ずる所得金額(又は欠損金額)の全体の予測ができない以上、連結加入評価損益に対する法人税額等を算出することは不可能である。そうすると、本件株式売買の時点で、P2が平成16年3月31日に連結加入評価損益に対する法人税額等の納税義務を負うことが確実であったとはいえ、仮に、納税義務を負うことが相応の蓋然性をもって予測できたとしても、その額を合理的に算定することは不可能であるといわざるを得ないところ、このように合理的な算定が不能の不確実な数額を考慮することは、通常取引における

取引当事者の合理的意思に合致するものとはいえないというべきである。

したがって、1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額を算定するに当たって連結加入評価損益に対する法人税額等を控除すべきであるとの原告らの主張は理由がない。

ウ 以上によれば、P2株式の評価に当たり法人税額等相当額を控除すべきであるとの原告らの主張は理由がない。

- (4) そして、前記(1)エ(イ)のとおり、同(イ)(a)ないし(c)の方法により算定された本件株式売買当時のP2の純資産価額に基づきP2株式に係る本件株式売買に関する収益、寄附金等の額を算定することには合理性があるところ、上記方法によりP2の純資産価額を算定するに、(ア)P6株式については、前記(2)のとおり、1株当たり100万円と評価するのが相当であるから、P6株式(2万株)に係る資産額は200億円となり(100万円×2万株=200億円。別表1の)、P5のP6株式以外の資産に係る資産額は12億4448万7794円(同表の。P5貸借対照表に計上・記載された額)であり、負債額は0円(別表1の。同貸借対照表に計上・記載された額)であるから、本件株式売買当時におけるP5の総資産に係る純資産価額は212億4448万7794円となり(別表1の)、P5持分の純資産価額(P2のP5持分に係る資産額)は48億5588万2924円(21,244,487,794 × 8/35 = 4,855,882,924)となり(なお、被告の主張に係る同表の 記載の48億5588万2919円との差は、端数処理に基づくものと解される。)となり、(イ)P2のP5持分に係る資産額は上記のとおり48億5588万2924円であり(なお、同表の<D> との差は、上記と同様)、P5持分以外の資産に係る資産額は23億1727万9269円(同表の<D>。P2貸借対照表に計上・記載された額)であり、負債額は19億6578万1867円(別表1の<D>。同

貸借対照表に計上・記載された額)であるから、本件株式売買当時におけるP2の純総資産額は52億0738万0326円(1株当たり260万3690円)と算定される(なお、被告の主張に係る別表1の<D>記載の52億0738万0321円との差は、上記と同様、端数処理に基づくものと解される。)

したがって、上記のとおり算定されたP2の純資産価額を端数処理の差額分下回る52億0738万0321円(被告主張の額)を時価としてP2株式に係る本件株式売買に関する収益、寄附金等の額を算定することには合理性があるというべきである。

5 本件各処分の適法性

- (1) 以上によれば、原告ホールディングスが本件株式売買により被合併法人ファイナンスから譲り受けたP2株式の譲受価額(6億7500万円)は時価(52億0738万0321円)に比して低額というべきであるから、(a)原告ホールディングスの本件連結事業年度に係る法人税については、当該譲受価額と時価との差額(45億3238万0321円)は受贈益として益金の額に算入され、(b)被合併法人ファイナンスの本件単体事業年度に係る法人税については、当該譲渡価額と時価との差額(45億3238万0321円)は、譲渡価額を構成し益金の額に算入される一方、寄附金に該当して損金の額に算入されるものの、当該寄附金の額のうち損金算入限度額を超える部分の額は損金の額に算入されないこととなり、上記(a)により算出した原告ホールディングスの連結欠損金額及び翌期へ繰り越す連結欠損金額は、別紙1「本件連結更正処分の根拠及び計算」のとおりであり、上記(b)により算出した原告ファイナンスの所得金額及び納付すべき税額は、別紙2「本件単体更正処分等の根拠及び計算」第1記載のとおりであると認められ(なお、争点(2)ウに関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については、当事者間に争いが無い。)、これらの各連結欠損金額並びに所得金額及

び納付すべき税額は、()本件連結更正処分における原告ホールディングスの連結欠損金額及び翌期へ繰り越す連結欠損金額（別表2「原告ホールディングスに対する本件連結更正処分の経緯」の区分「異議決定」の項目「連結欠損金額」欄及び「翌期へ繰り越す連結欠損金額」欄記載の各金額）並びに()本件単体更正処分における原告ファイナンスの所得金額及び納付すべき税額（別表3「原告ファイナンスに対する本件単体更正処分等の経緯」の区分「更正・変更決定」の項目「所得金額」欄及び「納付すべき法人税額」欄記載の各金額）とそれぞれ同一であるから、本件連結更正処分及び本件単体更正処分はいずれも適法である。

(2) そして、上記(1)のとおり本件単体更正処分は適法であるところ、本件単体事業年度の法人税に係る期限内申告書の提出がなかったことについて通則法66条1項に規定する正当な理由があるとは認められず、また、本件単体賦課決定処分において無申告加算税の対象とされた税額の計算の基礎となった事実が本件単体更正処分前の確定申告及び修正申告における税額の計算の基礎とされなかったことについて同条2項において準用する同法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められないから、原告ファイナンスの本件単体事業年度の法人税に係る無申告加算税の額は、別紙2「本件単体更正処分等の根拠及び計算」第2記載のとおりであると認められ、本件単体賦課決定処分における無申告加算税の額（別表3「原告ファイナンスに対する本件単体更正処分等の経緯」の区分「更正・変更決定」の項目「無申告加算税」欄記載の金額）と同一であるから、本件単体賦課決定処分も適法である。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、原告ファイナンスの訴えのうち、本件単体更正処分のうち所得金額2億7757万3840円を超えない部分及び納付すべき税額6億4925万4600円を超えない部分の取消しを求める部分は、不適法であるから却下し、原告らのその余の訴えに係る請求は、い

れも理由がないから棄却することとし，訴訟費用の負担について，行政事件訴訟法 7 条，民事訴訟法 6 1 条，6 5 条 1 項本文を適用して，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 2 部

裁判長裁判官 岩 井 伸 晃

裁判官 三 輪 方 大

裁判官 新 宮 智 之

本件連結更正処分の根拠及び計算

1 連結所得金額（別表 4 <40>欄）

4 5 7 億 5 2 5 0 万 5 1 2 9 円（「 」は欠損金額を表す。以下同じ。）

上記金額は、次の(1)の金額に(2)の金額を加算し、(3)の金額を減算した金額である。

(1) 本件連結確定申告書における連結所得金額（別表 4 欄）

5 1 2 億 5 7 4 3 万 0 7 4 4 円

上記金額は、本件連結確定申告書に記載された連結所得金額であり、別表 4 欄ないし 欄の各金額の合計額である。

(2) 連結所得金額に加算すべき金額（別表 4 <31>欄）5 9 億 4 8 2 5 万 0 4 4 1 円

上記金額は、次のアないしタの金額の合計額である。

ア 有価証券の受贈益計上漏れ額（別表 4 欄）4 5 億 3 2 3 8 万 0 3 2 1 円

上記金額は、原告ホールディングスが被合併法人 P 1 ファイナンスから取得した P 2 株式の取得時の価額（時価）である 5 2 億 0 7 3 8 万 0 3 2 1 円（別表 1 <D> ）と、P 2 株式の購入価額である 6 億 7 5 0 0 万円との差額であり、受贈益として益金の額に算入すべき金額である。

イ 営業投資有価証券売上原価の過大計上額（別表 4 欄）

3 億 7 8 0 3 万 5 8 3 6 円

上記金額は、被合併法人ファイナンスが出資をしていた民法上の任意組合（民法 6 6 7 条 1 項）及び中小企業等投資事業有限責任組合（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 2 条 2 項）並びに外国におけるこれらに類するもの（以下、これらを併せて「本件各組合等」という。）の組合員が負担すべき損失の金額であるところ、原告ファイナンスは本件連結事業年

度において営業投資有価証券売上原価として損金の額に算入したが、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

ウ 租税公課のうち損金の額に算入されない金額（別表4 欄）

1 1 5 4 万 2 7 8 4 円

上記金額は、原告ファイナンスが本件連結事業年度において租税公課として損金の額に算入した金額のうち、本件各組合等の組合員が負担すべき租税公課の金額であり、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

エ 為替差損のうち損金の額に算入されない金額（別表4 欄）

2 2 8 8 万 9 7 0 3 円

上記金額は、原告ファイナンスが本件連結事業年度において為替差損として損金の額に算入した金額のうち、本件各組合等の組合員が負担すべき為替差損及び為替差益の金額であり、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

オ 投資損失引当金の損金不算入額（別表4 欄）3 億 7 0 9 3 万 4 4 4 9 円

上記金額は、原告ファイナンスが本件連結事業年度において「投資事業組合持分投資損益損失引当金」として損金の額に算入した金額であるが、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

カ 損金の額に算入されない外国法人税額（別表4 欄）

5 億 0 2 9 6 万 6 2 1 9 円

上記金額は、原告ホールディングスがその他特別損失として損金の額に算入した金額のうち、本件連結事業年度前の各事業年度の法人税の確定申告書において外国税額控除の規定の適用を受けることとした外国法人税に相当する金額であり、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

キ 売上げの計上漏れ額（別表4 <21>欄） 3 4 2 9 万 8 1 0 7 円

上記金額は、連結子法人が本件連結事業年度の翌連結事業年度の売上げに計上した金額のうち、本件連結事業年度の売上げに計上すべき金額であり、

本件連結事業年度の益金の額に算入すべき金額である。

ク 当期仕掛品受注超過額の加算漏れ額（別表4<22>欄）1000万0000円

上記金額は，原告ホールディングスが本件連結事業年度において「当期仕掛品受注超過額」として連結所得金額に加算すべき金額9億0026万8724円と，本件連結確定申告書で加算されている金額8億9026万8724円との差額であり，本件連結事業年度の連結所得金額に加算すべき金額である。

ケ 支払手数料のうち損金の額に算入されない金額（別表4<23>欄）

2341万1809円

コ 消耗品費のうち損金の額に算入されない金額（別表4<24>欄）

1818万6760円

カ 特別損失のうち損金の額に算入されない金額（別表4<25>欄）

3086万6668円

上記金額は，次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 繰延資産の償却超過額

2146万6668円

上記金額は，原告ホールディングスが本件連結事業年度においてその他特別損失として損金の額に算入したレジャークラブの入会金の金額2300万円のうち，法人税法32条（ただし，平成16年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により計算した償却限度額153万3332円を超える部分の金額であり，本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

(イ) 社員寮の原状回復費用の額

940万0000円

上記金額は，原告ホールディングスがその他特別損失として損金の額に算入した金額のうち，社員寮として賃借している建物の本件連結事業年度後の原状回復に要する費用であり，本件連結事業年度の損金の額に算入さ

れない金額である。

シ 減価償却超過額（別表4<26>欄） 518万3783円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 株式会社P17に係る金額 254万8388円

上記金額は、同社が租税特別措置法（ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下「措置法」という。）68条の15第1項の規定の適用があるとして減価償却資産の特別償却額として損金の額に算入した金額であるが、同社は同条の規定の適用を受けられないことから、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

(イ) 株式会社P18に係る金額 263万5395円

上記金額は、同社が前期損益修正損として損金の額に算入した金額であるが、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

ス 貸倒引当金の繰入限度超過額（別表4<27>欄） 195万4989円

上記金額は、P19株式会社（以下「P19社」という。）が措置法68条の59第1項の規定の適用があるとして貸倒引当金の繰入額として損金の額に算入した金額であるが、同社は同条の規定の適用を受けられないことから、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

セ 退職給与引当金の損金不算入額（別表4<28>欄） 91万6006円

上記金額は、原告ファイナンスが、本件連結確定申告書において「退職給与引当金」として損金の額に算入した金額663万8154円のうち、本件連結事業年度の損金とすべき金額572万2148円を超える部分の金額であり、本件連結事業年度の損金の額に算入されない金額である。

ソ 雑収入の計上漏れ額（別表4<29>欄） 82円

タ 交際費等の損金不算入額（別表4<30>欄） 468万2925円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の金額の合計額である。

(ア) 支払手数料のうち交際費等に該当する金額 180万0000円

上記金額は、原告ホールディングスが支払手数料として損金の額に算入した金額のうち、P 2 0の種別変更及び名義書換手数料として支出した金額であり、交際費等に該当することから、連結所得金額に加算すべき金額である。

(イ) 会議費のうち得意先等の接待に要した費用 2 8 5 万 7 1 4 1 円

上記金額は、次の a 及び b の金額の合計額である。

a P 1 9 社の会議費のうち得意先等の接待に要した費用

1 3 7 万 4 3 1 2 円

上記金額は、P 1 9 社が会議費として損金の額に算入した金額のうち、得意先等の接待に要した費用として支出した金額であり、交際費等に該当することから、連結所得金額に加算すべき金額である。

b P 2 1 社の会議費のうち得意先等の接待に要した費用

1 4 8 万 2 8 2 9 円

上記金額は、P 2 1 社が会議費として損金の額に算入した金額のうち、得意先等の接待に要した費用として支出した金額であり、交際費等に該当することから、連結所得金額に加算すべき金額である。

(ウ) 交際費等に係る控除対象外消費税額等 2 万 5 7 8 4 円

上記金額は、原告ファイナンスが、平成 1 6 年 6 月 1 1 日にした、平成 1 5 年 4 月 1 日から同 1 6 年 3 月 3 1 日までの課税期間（以下「原告ファイナンス平成 1 6 年 3 月課税期間」という。）の消費税等に係る修正申告（以下「原告ファイナンス平成 1 6 年 3 月課税期間消費税等修正申告」という。）により増加した交際費等に係る仕入税額控除をすることができない仮払消費税額等（以下「控除対象外消費税額等」という。）の金額であり、当該金額が支出交際費等の額に加算されることから、増加した交際費等の損金不算入額として、連結所得金額に加算すべき金額である。

(3) 連結所得金額から減算すべき金額（別表 4 <39>欄）4 億 4 3 3 2 万 4 8 2

6 円

上記金額は、次のアないしキの金額の合計額である。

ア 営業投資有価証券売上高の過大計上額（別表 4 <32>欄）

4 億 1 2 9 1 万 1 5 8 8 円

上記金額は、原告ファイナンスが本件連結事業年度において営業投資有価証券売上高として益金の額に算入した本件各組合等の組合員が分配を受けるべき利益の金額であり、本件連結事業年度の益金の額に算入されない金額である。

イ 損金の額に算入される売上原価の額（別表 4 <33>欄） 2 2 7 7 万 1 5 9 7 円

上記金額は、P 2 2 社が本件連結事業年度の翌連結事業年度の売上原価に計上した金額のうち、前記(2)キの売上げの計上漏れ額に対応する売上原価の金額であり、本件連結事業年度の損金の額に算入される金額である。

ウ 損金の額に算入される特別損失の額（別表 4 <34>欄） 1 9 6 万 7 7 4 1 円

上記金額は、原告ホールディングスが建物賃貸借契約を中途解約したことにより支出した違約金 4 1 3 2 万 2 5 8 0 円のうち、仮払消費税等として計上した金額であり、当該違約金は消費税法上の仕入税額控除の対象とならず、特別損失の金額が過少に計上されていることから、本件連結事業年度の損金の額に算入される金額である。

エ 還付法人税等として益金の額に算入されない金額（別表 4 <35>欄）

2 8 1 万 8 5 0 0 円

上記金額は、P 1 9 社が益金の額に算入した、法人税、法人住民税及び法人市民税の還付金の金額の合計額であり、本件連結事業年度の益金の額に算入されない金額である。

オ 事業税の損金算入額（別表 4 <36>欄） 8 万 2 2 0 0 円

上記金額は、日本橋税務署長が平成17年7月29日付けでした、P19社の平成14年4月1日から同15年3月31日までの事業年度（以下「P19社平成15年3月期」という。）の法人税の更正処分（以下「P19社平成15年3月期法人税更正処分」という。）に伴い納付することとなる事業税相当額であり、本件連結事業年度の損金の額に算入される金額である。

カ 減価償却超過額のうち損金の額に算入される金額（別表4<37>欄）

159万0000円

上記金額は、原告ファイナンスが合併（適格合併）により被合併法人ファイナンスから移転を受けた減価償却資産に係る減価償却超過額のうち、本件連結事業年度の損金の額に算入される金額である。

キ 雑損として損金の額に算入される金額（別表4<38>欄）

118万3200円

上記金額は、原告ファイナンスが原告ファイナンス平成16年3月課税期間消費税等修正申告により新たに納付すべきこととなった消費税等の額であり、本件連結事業年度の損金の額に算入される金額である。

2 翌期へ繰り越す連結欠損金額（別表4<41>欄） 922億3984万9561円

上記金額は、法人税法81条の9第1項（ただし、平成16年法律第14号による改正前のもの）により本件連結事業年度の翌期以降の連結事業年度において損金の額に算入される連結欠損金額であり、同条2項1号に基づき、原告ホールディングスの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度に発生した欠損金額464億8734万4432円に、上記1の連結欠損金額457億5250万5129円を加算した金額である。

以上

本件単体更正処分等の根拠及び計算

第 1 本件単体更正処分の根拠及び計算

1 所得金額（別表 5 欄） 5 6 億 7 3 4 1 万 6 7 2 5 円

上記金額は、次の(1)の金額に(2)の金額を加算し、(3)の金額を減算した金額である。

(1) 申告所得金額（別表 5 欄） 2 1 億 7 7 5 7 万 3 8 4 0 円

上記金額は、本件単体修正申告書に記載された所得金額である。

(2) 所得金額に加算すべき金額（別表 5 欄） 9 3 億 2 8 9 6 万 5 8 6 7 円

上記金額は、次のアないしキの金額の合計額である。

ア 有価証券譲渡益計上漏れ額（別表 5 欄） 4 5 億 3 2 3 8 万 0 3 2 1 円

上記金額は、被合併法人ファイナンスが平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日に原告ホールディングスに対して譲渡した P 2 株式の時価 5 2 億 0 7 3 8 万 0 3 2 1 円（別表 1<D>）と、P 2 株式の譲渡価額 6 億 7 5 0 0 万円との差額であり、法人税法 2 2 条 2 項の規定により、本件単体事業年度の益金の額に算入すべき金額である。

イ 寄附金の損金不算入額（別表 5 欄） 4 4 億 5 4 1 6 万 1 1 3 7 円

上記金額は、後記(3)アの金額のうち、法人税法 3 7 条 3 項の規定により、損金算入限度額を超えるものとして本件単体事業年度の損金の額に算入されない金額（別表 6）である。

なお、別表 6 の「所得金額仮計」は、上記(1)の金額に本件単体事業年度における欠損金の損金算入額 6 7 4 1 万 6 1 4 5 円を加算し、後記 3 の金額を控除した後の金額 2 2 億 4 0 9 7 万 2 7 0 7 円に、上記ア、後記ウないしキの金額をそれぞれ加算し、後記(3)の金額を減算した金額である（法人税法施行令 7 3 条 2 項参照）。

リ 営業投資有価証券売上高の計上漏れ額（別表5 欄）

2億7718万8312円

上記金額は、本件各組合等の組合員である被合併法人ファイナンスが分配を受けるべき利益金額であり、本件各組合等の計算期間の終了の日が本件単体事業年度に属するものであることから、本件単体事業年度の益金の額に算入すべき金額である。

イ 租税公課のうち損金の額に算入されない額（別表5 欄）

36万4244円

上記金額は、後記(3)ウの租税公課のうち道府県民税利子割の額であり、本件単体事業年度の損金の額に算入されない金額である。

オ 損金の額に算入されない投資損失引当金等の繰入額（別表5 欄）

3399万3582円

上記金額は、本件各組合等の組合員である被合併法人ファイナンスが負担すべき投資損失引当金等の繰入額であり、本件単体事業年度の損金の額に算入されない金額である。

カ 減価償却超過額（別表5 欄）

3074万0000円

上記金額は、被合併法人ファイナンスが支払手数料として損金の額に算入したソフトウェアの取得に要する費用3180万円のうち、法人税法31条（ただし、平成16年法律第14号による改正前のもの）の規定により計算した償却限度額106万円を超える部分の金額であり、減価償却超過額として本件単体事業年度の損金の額に算入されない金額である。

キ 交際費等の損金不算入額（別表5 欄）

13万8271円

上記金額は、交際費等に係る控除対象外消費税額等の金額であり、交際費等の損金不算入額として、本件単体事業年度の損金の額に算入されない金額である。

(3) 所得金額から減算すべき金額（別表5 欄）58億3312万2982

円

上記金額は、次のアないしキの金額の合計額である。

ア 寄附金として損金の額に算入される金額（別表5 欄）

45億3238万0321円

上記金額は、上記(2)アの金額のうち、被合併法人ファイナンスが、原告ホールディングスに対して実質的に贈与をしたと認められる金額であり、本件単体事業年度の費用の額に該当することから、寄附金として本件単体事業年度の損金の額に算入される金額である。

イ 営業投資有価証券売上原価の計上漏れ額（別表5 欄）

3億6030万7528円

上記金額は、本件各組合等の組合員である被合併法人ファイナンスが負担すべき損失金額であり、本件各組合等の計算期間の終了の日が本件単体事業年度に属するものであることから、本件単体事業年度の損金の額に算入すべき金額である。

ウ 租税公課の計上漏れ額（別表5 欄）

162万2945円

上記金額は、本件各組合等の組合員である被合併法人ファイナンスが負担すべき租税公課の金額であり、本件各組合等の計算期間の終了の日が本件単体事業年度に属するものであることから、本件単体事業年度の損金の額に算入すべき金額である。

エ 益金の額に算入されない投資損失引当金等の戻入額（別表5 欄）

5億3796万7530円

上記金額は、本件各組合等の組合員である被合併法人ファイナンスが分配を受けるべき投資損失引当金等の戻入額であり、本件単体事業年度の益金の額に算入されない金額である。

オ 雑損失の計上漏れ額（別表5 欄）

565万5862円

上記金額は、被合併法人ファイナンスの平成15年4月1日から平成1

6年1月4日までの課税期間の消費税等の更正処分に伴い還付を受ける消費税等と課税仕入れ等に係る消費税等との差額13円と、控除対象外消費税額等565万5849円との合計額であり、本件単体事業年度の損金の額に算入すべき金額である。

カ 退職給与引当金として所得金額に過大に加算された金額（別表5 欄）
579円

上記金額は、被合併法人ファイナンスが本件単体修正申告書において「退職給与引当金（厚生年金基金）」として所得金額に加算した金額534万5736円と、所得金額に加算すべき金額534万5157円との差額であり、本件単体事業年度の所得金額に過大に加算された金額である。

キ 株式譲渡原価計上漏れ額（別表5 欄） 3億9518万8217円

上記金額は、別表7のとおり、被合併法人ファイナンスが本件株式売買に係る譲渡原価の額とした7億0196万1155円と、税務上の譲渡原価の額とすべき10億9714万9372円との差額であり、株式譲渡原価として本件単体事業年度の損金の額に算入される金額である。

2 所得金額に対する法人税額（別表5 欄） 17億0202万4800円

上記金額は、上記1の所得金額（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に法人税法66条1項（ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの）に定める税率（ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項による置き換え後のもの）を乗じて計算した金額である。

3 法人税額から控除される所得税額等（別表5 欄） 401万7278円

上記金額は、法人税法68条1項（ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、本件単体修正申告書に記載された金額と同額である。

4 納付すべき税額（別表5<21>欄） 16億9800万7500円

上記金額は、前記2の金額から上記3の金額を差し引いた金額（通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

5 既に納付の確定した本税額（別表5<22>欄） 6億4925万4600円

上記金額は、本件単体修正申告書に記載された納付すべき法人税額である。

6 差引納付すべき税額（別表5<23>欄） 10億4875万2900円

上記金額は、前記4の金額から上記5の金額を差し引いた金額であり、本件単体更正処分により原告ファイナンスが新たに納付すべき法人税額である。

第2 本件単体賦課決定処分の根拠及び計算

通則法66条（ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）1項の規定に基づく金額 1億5731万2500円

上記金額は、上記第1の6の差引納付すべき税額10億4875万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の15の割合（通則法66条1項に規定する割合）を乗じて算出した金額である。

以 上